

(第五部)

(四一五)

第二回参議院文教委員會會議錄第九号

昭和二十三年七月三日(土曜日)午後一時三十八分開会

本日の會議に付した事件

○学校教育法及び義務教育費國庫負担法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員(田中耕太郎君) これから文教委員會を開会いたします。今日の議題の第一は、学校教育法及び義務教育費國庫負担法の一部を改正する法律案でございますが、これを議題にいたします。

○岩本月洲君 只今の法律案についての質疑は打切つて、討論採決に入つて頂きたいと存じます。

○委員(田中耕太郎君) 御賛成のようでありまして、それでは本案に対する御質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員(田中耕太郎君) 御異議ないものと認めます。それではこれから討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明かにしてお述べを願います。

○岩間正男君 私はこの義務教育費國庫負担法の第二條の今度の修正條項の中で、日直及び宿直の手当の点であります。この点に對しまして反對を表明したいと思つております。その理由といたしましては、日直、宿直というものは、これは元來何ら法的な根據を有しないところの、教育の言わば本務に属さないところの勤務なのであります。そしてこれはまだ今まで御眞影がありましたときに、御眞影を奉

護するといふような立場から、教員の負担的な義務として、これが半ば強制的に行われておつたものであります。無論教員の義務におきまして、これを了解して行なつて参つたのでありますけれども、併し御眞影の奉護といふものがなくなつております。

今日におきまして、日直と宿直というやうな制度はすでに古いところの制度でありまして、そして又これは習慣的に行われたに過ぎないところの制度であります。かういふような現状におきまして、このやうな規定が堂々として法案の中に明記されますことは、日直及び宿直といふものが、ともするといふと義務付けられて、教員の本務を離れたところの義務として今後行われるところの根據を作るといふやうな点で、どうしてもこれを法案に記すべきものじやないか、かういふふうに考えられるのであります。当然これは労働基準法の施行されました今日におきましては、このやうな勤務は元來認められるべきものでなくて、これは管理者側が当然そのやうな、守衛のやうなものを雇ひまして、学舎を管理して行くといふやうなことに任すべきものであります。

したが、教員が從來の習慣からやつておつた故を以て、その理由を以ちまして、そしてこれがこのやうな措置を取られるといふことは、非常に現在の諸情勢から考えまして、必ずしも妥當な方向とは考えられません。従ひまして私としては日直及び宿直という條項が若しできますならば、これはこの

法案におきまして削除されて、その代りに超過勤務手当といふやうな、基準法によつて認められておりますところのものを、はつきりとこれに記すべきである、かういふやうな意見を有する者であります。今までの從來の例を見ますと、随分この日直並びに宿直を義務的に行なつて参りましたために、御眞影奉護といふ建前からしまして、相當な災害の場合、例えば火急の

火事の場合なんか、この御眞影を相抱きまして、火中において何人かの人が犠牲になつて歸れたといふやうな例も相當多いのであります。又大震災におきまして、そのやうな例が沢山あつたのであります。これは教員の非常な過重負担になるといふ点から、原則的にはすでに過去の一つの形体にか属さないものであつて、私はかういふやうな反省からしまして、教員の又裕りのある、そして十分に準備された、そして元氣を取り戻した形におきまして本務を十分にやるという建前からしまして、このやうな過重負担が教育の實際義務を、教職を完全に果たすといふ義務におきまして、非常に

さういふやうな点から不完全なものがあつたといふふうに思はれますので、さういふやうな、さういふやうな情勢から考えまして、私はこの法案に對しまして反對の意思を表明する者であります。○堀江正男君 賛成であります。只今岩間委員が述べられました第二條の日直、宿直の問題であります。この條項においては、先ず日直、宿直とは如何なるものかといふことを規定したものでないに、現在習慣的に実施せられておる日直、宿直費の一部を國家が負担するといふ意味にしか過ぎないものであります。その意味において、この條文は修正する必要はないと思つております。ただ岩間委員が言われまして、宿直、宿直を、教職員に課すること、日直、宿直を、教職員に課することを義務付けまいやうに、將來文部當局としても十分考慮せられて、最も近い機会に、さういふことのないやうに、はつきりした明文を以て示されるやうに希望を添へまして、本案に賛成をいたします。

○岩本月洲君 討論をこれで終結して頂いて、採決に入つて頂きたいと思ひます。

○委員(田中耕太郎君) 今度の動議につきましては、御賛成の……

○岩間正男君 採決の前に、動議の採決の前に、動議に對して意見が……

○委員(田中耕太郎君) 動議はすでに……動議を出されるのは自由であります。

○岩間正男君 動議を採決されるか、どうかといふことであります。○委員(田中耕太郎君) 動議につきまして御諮りいたします。○岩間正男君 動議について意見があります。この文教委員會としまして、伺ひらうな討論の自由は御承知の通

り委員にあつて、さういふ希望が出ておるのでございますから、さういふ議論を、これは何も長く時間を取るという意味でありまして、十分に盡して頂きまして、そして速記録に明記されて、そしてその上で採決に入つて頂きたいと思つて、最もこの本委員會の運営を民主的ならしめるものと思ひます。さういふ意見がなければ、このまま採決して下さつて差支えないのでありますけれども、さういふ意見の方がいらつしやるやうでありますから、その意見を是非取上げて頂いて、又動議の方も御了解を頂きたいと思ひます。

○岩本月洲君 動議者として申し上げます。この問題はすでに質問のときから、論を盡し切つておると私は考えております。只今討論を果そうとする方の議論も、十分に申すでこの委員會において盡されておると考えましたので、議事進行の立場から採決に入ることの動議を出します。

○委員(田中耕太郎君) それでは討論打切りにつきましては、先程の動議の採決をいたします。打切りに御賛成の方の御起立を願います。

「起立者多数」

○委員(田中耕太郎君) 多数と認めます。討論はこれで終結いたしましたものと認めます。それではこれから採決に入りたいと存じます。学校教育法及び義務教育費國庫負担法の一部を改正する法律案の可決することに賛成の方の御起立を願います。

【起立者多数】

○委員長(田中耕太郎君) 起立者多数と認めます。仍て学校教育法及び義務教育費国庫負担法の一部を改正する法律案は、多数を以て可決することに決定をいたしました。尙本會議におきまする委員長の口頭報告の内容は、本院規則第四條によりまして、豫め多数意見者の承認を得なければならぬことになつております。これは委員長において、本案の内容、本委員会における質疑應答の要旨及び表決の解決の結果を報告することとして、御承認願うことに御異議ございませんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員長(田中耕太郎君) 御異議ないものと認めます。それから本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出いたしまする報告書につき、多数意見者の署名することになつておりますから、本法案を可決することに賛成せられました方は、順次御署名をお願いいたします。

【多数意見者署名】

○委員長(田中耕太郎君) 本日はこれにて散会いたします。

午後一時五十二分散会

出席者は左の通り。

委員長 田中耕太郎君
理事

委員

松野 喜内君
柏木 庫治君
岩間 正男君
梅津 錦一君
河崎 ナツ君
若木 勝蔵君
小野 光洋君
左藤 義詮君

政府委員
文部事務官
(学校教育局長)
鈴木 亨弘君

中山 壽修君
安達 良助君
木内サヤウ君
高良 とみ君
仲子 隆君
安部 定君
岩本 月洲君
梅原 眞隆君
河野 正夫君
堀越 儀郎君
矢野 西雄君
藤田 芳雄君